

(仮称)高浜市手話言語条例(案)に対するパブリックコメントの結果について

1 パブリックコメント実施状況

- (1) 意見の提出期間 令和4年1月13日(木)～1月27日(木)
- (2) 意見件数 1件(人数1人[内訳:意見提出箱1名 直接0名 郵送0名 ファクス0名 メール0名])
- (3) 意見対応 ①修正します(意見に基づいて、原案を修正したもの):0件
②原案どおりとします :1件
③意見として承ります :0件
④その他(感想やご質問など) :0件

番号	意見	回答	対応
1	<p>第2条第3号及び第4号について</p> <p>この条例では、市民と事業者を別々に扱っているが、「高浜市自治基本条例」は市民の中に事業者を含めた扱いをしている。</p> <p>あえて別々に扱うには何か理由があるのですか。</p> <p>自治基本条例の主旨に沿って、事業者を市民の中で扱うべきと思います。</p>	<p>条例第5条第3号では、事業者の役割として、「ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする」と規定していることから、第2条の定義において、市民とは別に事業者を規定しました。</p>	<p>②原案どおりとします。</p>